

令和 7 年度 吉備中央町監査計画

吉備中央町監査基準(令和 2 年吉備中央町監査委員訓令第 1 号)第 7 条第 1 項に基づき、本年度の監査等を効果的、効率的に実施することができるように、次のとおり監査計画を定める。

令和 7 年 4 月 1 日

吉備中央町監査委員 大 木 一 恵

吉備中央町監査委員 黒 田 員 米

1 実施方針

監査委員は、地方自治法により設置された独立の執行機関として、公正で合理的かつ効率的な町の行財政運営確保のため、吉備中央町監査基準に則り、違法又は不当の指摘にとどまらず、是正、検討、改善を求めることにも重点を置いて監査を実施することを目指す。

(1) 町民視点の監査

町の事務事業が法令等に則り適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、最小の経費で最大の効果を挙げているかという経済性、効率性、有効性の観点を重視して、町民の視点に立った監査を実施する。

(2) 効果的・効率的な監査（リスクアプローチによる監査等の実施）

監査対象の選定に当たっては、組織の内部統制機能の整備状況に留意し、業務のリスクと結果の重要性に応じた優先順位付けを行い、監査を実施する。

(3) 行政改革に寄与する監査

行政運営に対する指導を念頭に、不当事項等の防止、事務事業の改善を図る監査を実施する。また、監査の結果、指摘した事項について、事務事業の改善に資することになるよう、過年度の指摘等に基づく措置状況について検証を行い、改善が認められない場合には再度の指摘等を行って監査の実効性を確保する。

2 監査等の種類及び概要

(1) 監 査

① 定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

事務事業の適法性や妥当性を確保することを基本に、財務に関する事務が適正に執行されているかどうかの監査を実施する。

また、最小の経費で最大の効果を挙げているかという視点から、コスト縮減等の経済性、事務事業の効率性にも着目して監査を実施する。

② 随時監査（地方自治法第 199 条第 5 項）

必要があると認めたときに、定期監査に準じて監査を実施する。

③ 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

特定の事務事業あるいは共通の事務事業を対象として、経済性・効率性・有効性を主眼としながら、併せてその執行が法令等に従い適正に行われているかどうかの監査を適時実施する。

④ 財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

財政援助を行っている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理受託者に対し、当該財政援助団体等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかについて着目し監査を実施する。併せて、所管部署の当該団体への指導監督の適正性についても監査を実施する。

（２）検 査

例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

会計管理者の保有する毎月の現金の在高及び出納関係諸表等の計数が正確なものとなっているか確認するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかの検査を実施する。

（３）審 査

① 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項又は地方公営企業法第 30 条 2 項）

一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算その他の関係諸表等が法令に適合し、正確であるか審査を実施する。

② 基金の運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であるか検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかの審査を実施する。

③ 財政健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法 22 条第 1 項）

法律に基づき算定された財政健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているかどうかの審査を実施する。

（４）その他の監査

町民、議会又は町長からの請求等に対して、迅速かつ的確に対応し監査を実施する。

① 住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第 75 条）

② 議会の請求に基づく監査（地方自治法第 98 条第 2 項）

③ 請願の措置としての監査（地方自治法第 125 条）

④ 町長の要求に基づく監査（地方自治法第 199 条第 6 項）

⑤ 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第 242 条）

⑥ 町長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（地方自治法第 243 条の 2 の 2

第3項又は地方公営企業法第34条)

3 監査の実施時期、要領等

監査等の対象、実施時期、実施要領等については、別に定める。

4 監査等結果及びその公表

監査等結果については、監査委員の協議を経て決定し、町長等へ提出するとともに町民に公表するものとする。